

LPガス設備設置基準及び取扱要領改正について

(S0738)

平成16年7月9日改正<民生用バルク供給編改正>

〔改正概要〕

1. バルク供給事故等に係る再発防止対策に関する事項

喜多方市で発生した火災に係る再発防止対策

バルク貯槽の周辺に廃材等の可燃物が大量に置かれていたことからバルク貯槽が火災に巻き込まれた原因となった。同様な火災を防止するため、バルク貯槽等設置先の消費者に対し、バルク貯槽等の周辺に可燃物等を置かないように周知すること等を追加した。

岩手県北上市及び滋賀県長浜市で発生したバルク貯槽の漏えい事故に係る再発防止対策

作業者がバルク貯槽の構造を理解せずに附属機器を取り付けているフランジボルトを緩めたことが原因であったことから、同様な事故を防止するため、バルク貯槽の本体と附属機器を接続する部分で、通常の使用状態では操作する必要のない部分を周知することを追加した。

民生用バルク供給編3.3「バルク貯槽等の液面計の取扱」として液面計の表示部交換の方法及び注意事項について追加した。

兵庫県津名郡等で発生したいたずらによるバルク貯槽からの漏えいに係る再発防止対策

供給管に接続されていない液取出弁がいたずら又は誤って開けられたことが原因であったことから、同様ないたずらを防止するため、供給管等に接続されていない液(ガス)取出弁又は液(ガス)取出バルブには、金属製のプラグを施し、容易に液(ガス)が放出されないようにすることを追加した。

東京都葛飾区で発生したバルク貯槽に係る漏えい事故の再発防止対策

2基のバルク貯槽が液相ライン及び気相ラインでそれぞれ接続され、液相ラインに設置されていたベーパーライザーが停止(水位低下)した。ベーパーライザーが停止した後、ガスを消費したことから2基のバルク貯槽の内圧に差が生じて液移動が起こり、1基が過充てん状態となったことから、同様な事故を防止するため、バルク貯槽の設置は1基とすること及び既存の2基のバルク貯槽を設置する場合に、液移動が起こらないようなシステムとすることを追加した。さらに、販売事業者等によるベーパーライザーの定期的な管理の徹底を行うことを追加した。

長野県長野市で発生したバルク貯槽に係る漏えい事故に係る再発防止対策

2基のバルク貯槽のマルチバルブ(充てん口を含むもの)の充てん口付近に銅パイプが接続されていたため、バルク貯槽に充てん時にこの銅パイプを通じて、他方のバルク貯槽に液が流れて過充てん状態となったことから、同様な事故を防止するため、充てん時に他方のバルク貯槽に液が流れないように措置を講じることを追加した。

民生用バルク供給編2.1.1「地上設置バルク貯槽の設置」にマルチバルブ(充てん口を含むもの)の充てん口付近に銅パイプ等(均圧管)を設置して、2基のバルク貯槽を接続しないことを追加した。

2．液化石油ガス法施行規則及びバルク告示改正に伴う事項

貯蔵能力1トン以上3トン未満のバルク貯槽の外面から保安物件までの距離（以下「保安距離」という。）等について、「バルク貯槽の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件までの距離を7.0mとする。ただし、保安距離を確保できない場合には、加熱試験に合格した構造壁を設置することとする。」と改正されたことにより、内容を改正した。

- a) 民生用バルク供給編 1．7．6「保安距離」のバルク貯槽・バルク容器の保安距離の表を改正した。
- b) 構造壁の設置方法に貯蔵能力1トン以上3トン未満のバルク貯槽の場合の構造壁の設置方法を追加した。